

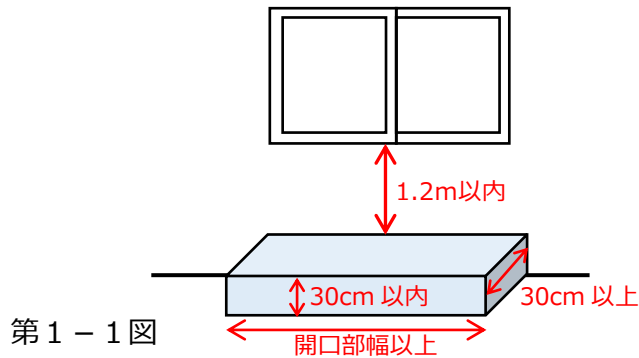
無窓階の取扱い

無窓階以外の階の判定は、消防法施行規則（以下「規則」という。）第5条の3によるほか、次により取り扱うこと。

1 開口部の位置

(1) 次のすべてに適合する踏台を設けた場合は、規則第5条の3第2項第1号に規定する「床面から開口部の下端までの高さは1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。（第1-1図参照）

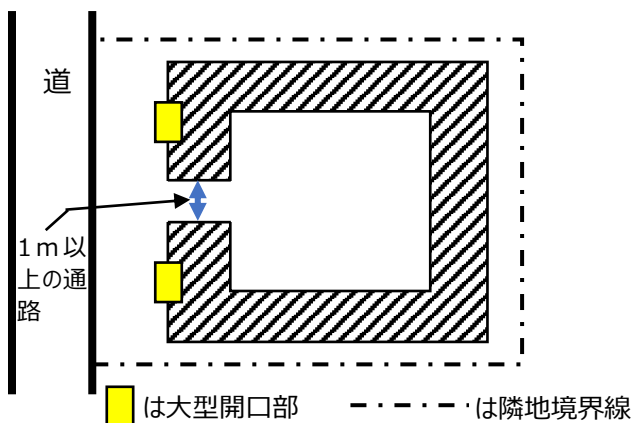
- ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- イ 開口部が設けられている壁面とすき間がなく、床面に固定されていること。
- ウ 高さは、概ね30cm以下、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
- エ 踏台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。
- オ 避難上支障のないように設けられていること。



第1-1図

(2) 次に掲げる空地等は、規則第5条の3第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

- ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で将来にわたって空地の状態が維持されるもの。
- イ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、階段状の部分で避難及び消火活動が有効にできるもの。
- ウ 1m以内の空地又は通路にある樹木、へいその他の工作物で避難及び消火活動の妨げにならないもの。
- エ 傾斜地、河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの。
- オ 周囲が建物で囲われている中庭等で、当該中庭等から道に通じる通路があり、次のすべてに適合するもの。（第1-2図参照）
 - (ア) 中庭から道に通じる出入口の幅員は1m以上であること。
 - (イ) 中庭に面する部分以外の有効外壁に直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部が2以上あること。
 - (ウ) 中庭に面する部分以外の有効外壁の開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。
- カ バルコニーや庇等がある場合、その先端から1m以上の空地が必要であること。（第1-3図参照）



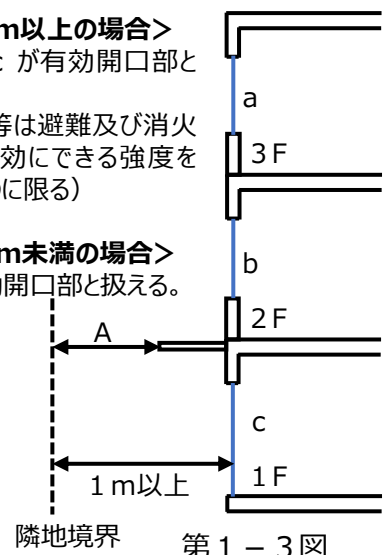
第1-2図

<Aが1m以上の場合>

a、b、cが有効開口部と扱える。
 (※庇等は避難及び消火活動が有効にできる強度を有するものに限る)

<Aが1m未満の場合>

cが有効開口部と扱える。



第1-3図

(3) 規則第5条の3第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」について、次に掲げる状態を、常時良好な状態として取り扱う。

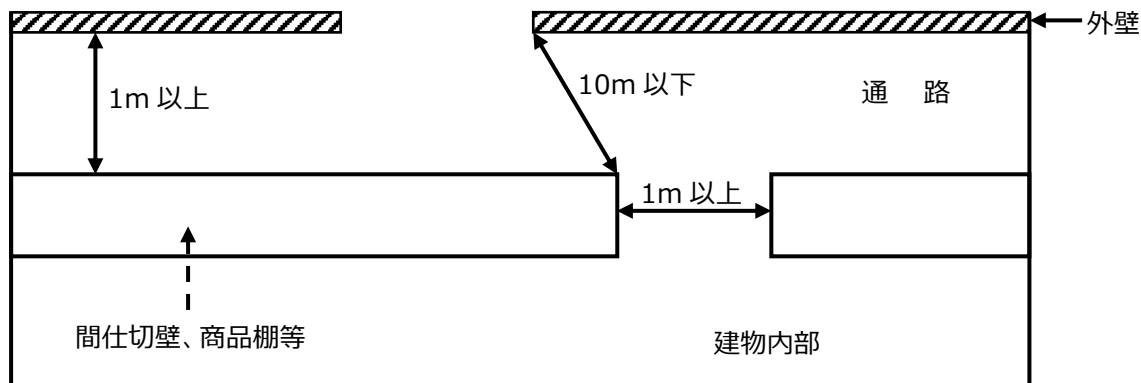
ア 格子、ルーバー、広告物、日除けその他の設備により避難及び消火活動上妨げにならないもの。

イ 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの。(第1-4図参照)

(ア) 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等常時通行に支障ないこと。

(イ) 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員はおおむね1m以上であること。(この場合、通路の幅員が場所により異なる場合はその最小のものとする。)

(ウ) 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下であること。



第1-4図

ウ 店舗等において、開口部に設置する什器等で次の条件を全て満たすもの。◆

(ア) 高さ1.5m、幅2m、奥行0.6m以下であること。

(イ) キャスター付きで、ロック機能が無いこと。

(ウ) 一般の人が1人で3秒以内に1m以上移動させることができること。

(4) 道路境界又は道に通ずる幅員1m以上の通路上に、門扉やフェンス等がある場合は、門扉やフェンス等の人が出入りする部分の幅員を1m以上確保し、次のいずれかによること。

ア 高さ1.2m以下とする。

イ 内側及び外側から鍵を用いることなく開放できる仕様とする。

2 開口部の構造

次に掲げる開口部は、省令第5条の3第2項第3号の「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

(1) ガラス窓

ア 第1-1表に掲げるガラス窓のもの。なお、低放射ガラス（通称 Low-E ガラス）は、当該表の基板と同等なものとして取り扱って差し支えないこと。

第1-1表

ガラス開口部の種類		開口部の条件	判 定	
			足場有	足場無
普通板ガラス	厚さ6mm以下 (FIXについては、ガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。◆)	引き違い戸	○	○
フロート板ガラス		F I X	○	○
磨き板ガラス			△	△
型板ガラス				△
熱線吸収板ガラス			×	×
熱線反射ガラス	×	×		
網入り板ガラス	厚さ6.8mm以下	引き違い戸	△	△
線入り板ガラス	厚さ10mm以下	F I X	×	×
		引き違い戸	△	×
強化ガラス	厚さ5mm以下	F I X	×	×
		引き違い戸	○	○
耐熱板ガラス		F I X	○	○
合わせガラス	(1) フロート板ガラス6mm以下+P V B (ポリビニルブチラル) 30mil (膜厚0.76mm) 以下+フロート板ガラス6mm以下の合わせガラス	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
	(2) 網入板ガラス6.8mm以下+P V B 30mil (膜厚0.76mm) 以下+フロート板ガラス5mm以下の合わせガラス	引き違い戸	△	△
		F I X	×	×
(3) フロート板ガラス3mm以下+P V B 60mil (膜厚1.52mm) 以下+型板ガラス4mm以下の合わせガラス	引き違い戸	△	△	
	F I X	×	×	
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（網入りガラス及び線入りガラスにあっては、厚さ6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。			

(凡例) ○…開口部全体を有効開口部として算定に加えることのできるもの

△…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（第1-2表の例によること。）を有効開口部として算定に加えることのできるもの（クレセントやレバーハンドル自体に鍵付きとなっている等の特殊なものについては、個別に判断すること。）

×…有効開口部として扱えないもの

備考1 「足場有り」とは、地面、階段等の踊り場、バルコニー等で破壊作業ができるものをいう。

- 2 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものをいう。
- 3 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
- 4 開口部は、2以下の鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）を開錠することにより開放することができるものとすること。◆
- 5 鍵の数は、補助錠（鍵を用いずに一動作で開錠可能なものに限る。）を含め2以下とすること。なお、開放制限機能の附置があるものは工具等を用いずに一動作で取り外しができるものは補助錠と同様に扱って差し支えないものとする。◆
- 6 有効開口部として扱えないものであっても、容易にガラス窓を取り外すことができる場合は、認めて差し支えない

イ 次のいずれかに掲げる窓用フィルム（内貼り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラスは、第1-1表の基板ガラスによって、判定することができる。

- (ア) 基材がポリエチレンテレフタレート（P E T）製で、基材の厚みが100 μ m以下のもの
- (イ) 基材が塩化ビニル製で、基材の厚みが400 μ m以下のもの

(2) シャッター付開口部

ア 施錠装置がなく、屋外及び屋内から容易に開放できるもの

イ 避難階に設けられた手動式軽量シャッター（JIS A 4704で定めるスラットの板厚が1.0mm以下のものをいう。以下同じ。）付の開口部（消防隊の携行する器具で容易に開放できるものに限る。）

ウ 建基令第126条の7第5号に定める構造のバルコニー又はこれと同等の消防活動スペース（奥行き60cm以上、長さが当該シャッターの幅以上（おおむね1m以上）有するものに限る。）が確保され、かつ、屋外より消防隊の携行する器具で容易に開放できる手動式軽量シャッター付開口部

エ 煙感知器の作動と連動して解錠する手動式軽量シャッター付開口部（非常電源付に限る。）

オ 屋内外から開放できる電動式シャッター付の開口部（非常電源付に限る。）

カ 煙感知器の作動と連動して開放する電動式シャッター付の開口部（非常電源付に限る。）

キ 防災センター、中央管理室等の常時人がいる場所から遠隔装置により開放できる電動式シャッター付の開口部（非常電源付に限る。）

ク 屋外から水圧によって開放できる装置を備えた電動シャッター付の開口部

注① 非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとし、非常電源回路は、耐火配線とすること。

② 屋外から水圧によってシャッター又はドアの施錠を解錠する装置及びシャッターの開放を行う装置は、「シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて（昭和52年12月19日付け消防予第251号）」に適合するものとする。なお、送水口の高さは床面又は地盤面から0.5m以上1.0m以下に設けること。

③ 避難階以外の階に、屋外から水圧によって開放できる装置を設ける場合、開放装置の送水口を1階に設けた開口部（非常電源付に限る。）若しくは、足場付等で水圧によって容易に解錠し開放できる開口部とすること。

(3) ドア

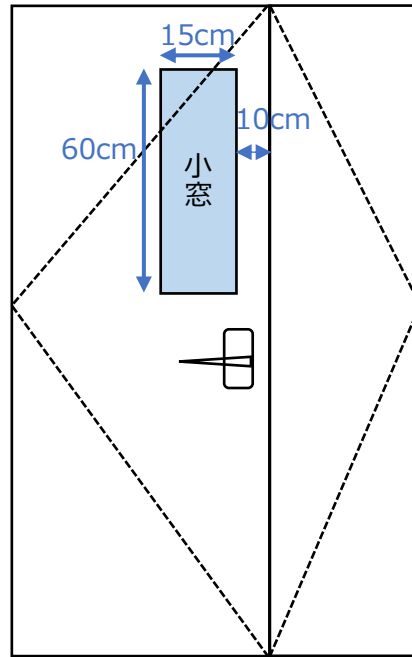
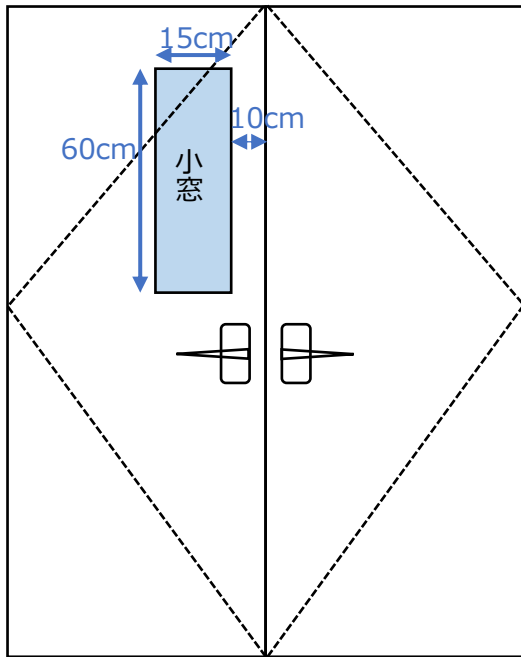
ア 手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で屋内外から容易に開放できるもの。ただし、ガラス部分を有する手動式ドアのうち、当該ガラスを容易に破壊することにより内部の施錠を解錠できるものを含む。なお、破壊用ガラスの寸法は150mm×600mm以上とし、ガラスの種類や厚みは第1-1表を準用すること（第1-1図参照）。

イ 電動式ドアで、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア) 第5 - 1表で開口部全体を有効開口部として取り扱うことのできるガラスで構成されるもの

(イ) 停電時であっても非常電源の作動又は手動により開放できるもの

ウ スチールドアで屋外から水圧によって施錠を解錠できるもの。ただし、避難階以外は足場付きとすること。



外：シリンダー錠
内：サムターン錠

第1 - 1図

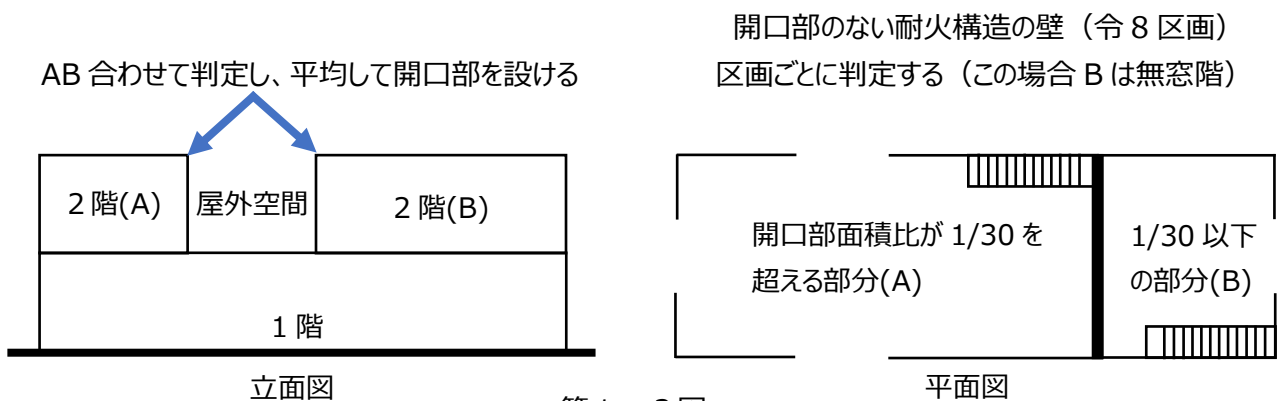
(4) 二重窓等

二重窓（ガラス窓を2組用いて断熱効果又は防音効果を高めた窓をいう。）又はシャッター付開口部、ガラス窓若しくはドアが二重に組み合わされたものの有効開口部の算定については、開口面積の少ない方で行うこと。ただし、設置の状況から避難上又は消火活動上有効でないと認めるものを除く。

(5) その他

ア 2箇所以上確保する大型開口部のうち、少なくとも1箇所は、努めてFIX以外の開口部（引き違い窓、両開き窓、片開き戸等の局所破壊により開放可能な開口部）とすること。◆

イ 同一階に令8区画がある場合は、当該区画された部分ごとに判定すること。なお、屋外空間等で隔てられている場合又は令8区画以外で、開口部のない間仕切壁で区画されている場合は、階全体の面積で判定すること。この場合、区画ごとに平均して開口部を設けること。

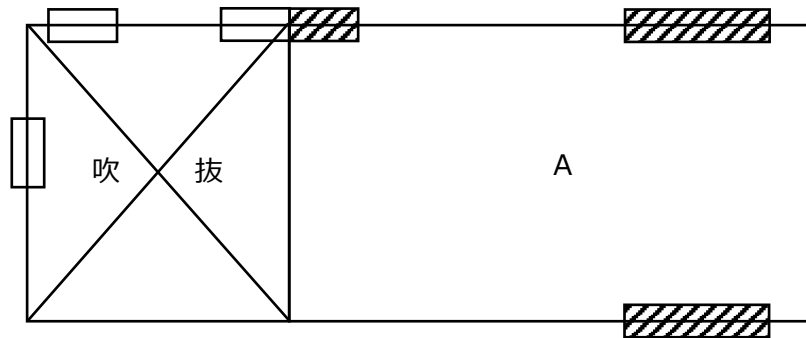


第1 - 2図

ウ 吹き抜けの存する部分の床面積及び開口部の取扱いは、次によること。

(ア) 床面積の算定は、当該床が存する部分とする。

(イ) 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。

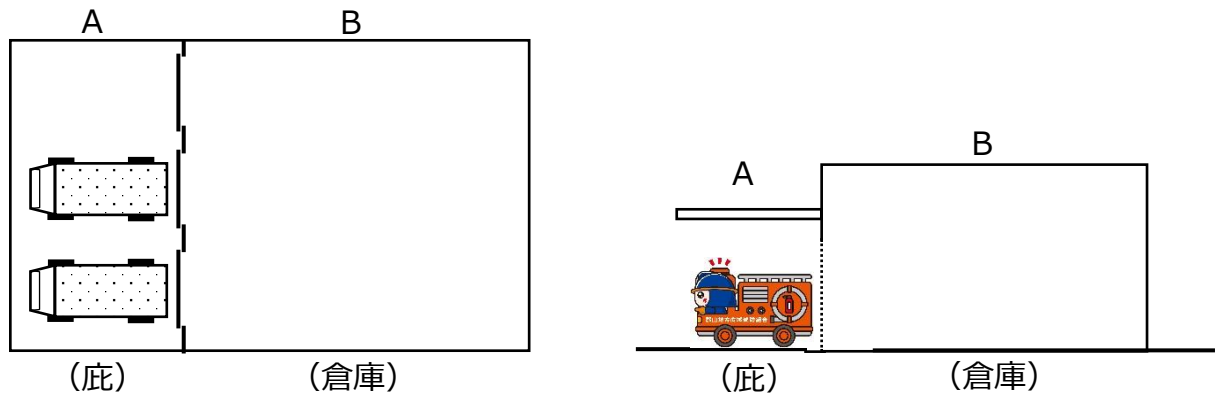


A : 床面積を算定する部分

 開口部の面積を算定する部分

第 1 - 3 図

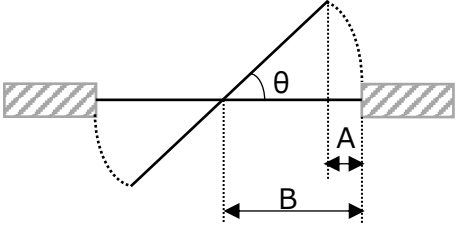
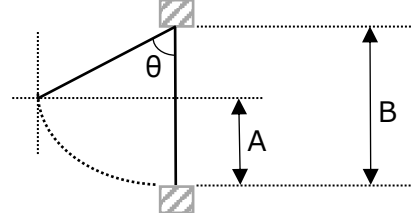
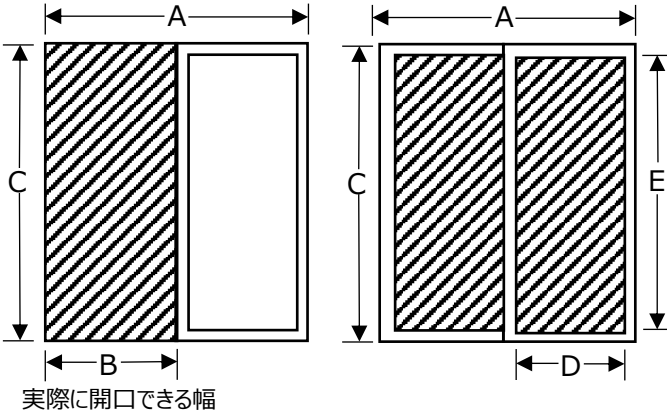
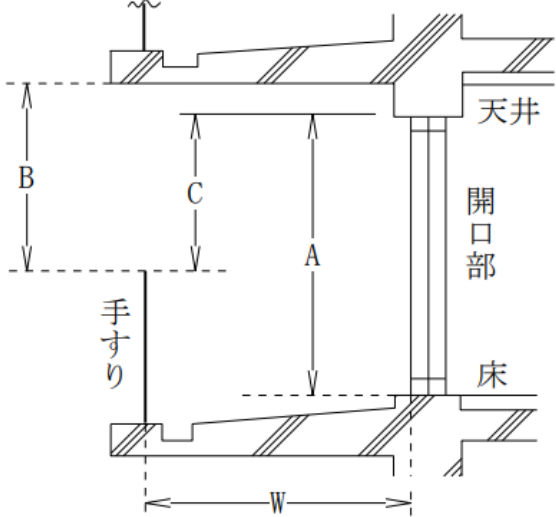
エ 十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を床面積に算入することがあるが、この場合において無窓階の判定上は当該部分を算入しないものとする。



第 1 - 4 図

(注) ポーチ部分 (A 部分) を自動車車庫としての用途に供する場合は、床面積の算定上は当該部分を算入することされているが、当該部分は十分に外気に開放されているため、無窓階の判定上は、当該部分を外部空間として取り扱い、床面積 B の $1/30$ の開口部の有無により判断するものとする。

第1-2表

	型 式	判 定
突き出し窓	 <p>(注) θは、最大開口角度 ($0^\circ \sim 90^\circ$)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos\theta)$</p>
回転窓	 <p>(注) θは、最大開口角度 ($0^\circ \sim 90^\circ$)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos\theta)$</p>
引き違い窓 (上げ下げ窓を含む)	 <p>実際に開口できる幅</p>	<p>$B \times C$を原則とする。 なお、第1-1表右欄の判定において○ の場合は $2 \times E \times D$とすることができる。</p>
外壁面にバルコニー等がある場合	 <p>天井 開口部 床 手すり</p>	<p>Aの部分とする。 なお、Bは1m以上で手すりの高さは 1.2m以下とする。 (注) バルコニー幅員Wがおおむね0.6 m以上の場合に限る。これ以外はCを 開口寸法とする。</p>

<凡例>
 無印：法令基準（法令解釈又は運用基準を含む。）
 ◆：法令基準に行政指導を加えた基準を示す印